

金融システム安定のための国際協力の起源とその後の発展

ーバーゼル銀行監督委員会創設と 「バーゼル・コンコルダット」採択を巡る動きー

日本銀行 渡部 訓

バーゼル銀行監督委員会は、1974年12月のG10中央銀行総裁会議で創設することが決定され、1975年2月に第1回会合が開催された。その後、2回の会合を経て、1975年9月に「バーゼル・コンコルダット」の案が作成され、1975年10、11月のG10中央銀行総裁会議における議論を経て、1975年12月のG10中央銀行総裁会議で「バーゼル・コンコルダット」が採択された。また、1975年12月には、G10諸国以外の世界各国の中央銀行総裁にも「バーゼル・コンコルダット」が送付された。

バーゼル銀行監督委員会の創設は、1974年6月にドイツのヘルシュタット銀行が経営破綻した影響がドイツ国内に止まらず、ドイツ国外にも波及したことを踏まえて、通貨価値・外国為替相場の安定の分野に加え、金融システムの安定の分野においても各国が協力していくことが重要であるという認識がG10中央銀行の間で生まれたことに基づくものであり、金融システムの安定の分野における国際協力の嚆矢となる画期的なことであった。

「バーゼル・コンコルダット」は、バーゼル銀行監督委員会の最初の成果であり、国外に進出した銀行の活動が銀行監督を免れることを防ぐために各国の監督当局が協力するためのガイドラインであった。具体的には、親銀行所在の母国監督当局と当該銀行が国外に進出した受入国監督当局の間で銀行監督上の責任分担を明確にした上で、銀行監督上の隙間できないよう母国監督当局と受入国監督当局の間で情報交換等を通じて協力することを促す内容であった。

本報告では、バーゼル銀行監督委員会創設とその最初の成果である「バーゼル・コンコルダット」採択を巡る動きとその背景について、国際金融システム論の観点から、国際決済銀行アーカイブ（Bank for International Settlements Archive）所蔵の史料等に基づき考察してみる。